資料4

放課後児童室の保育時間の延長実施に向けた検討状況について

放課後児童室の保育時間の更なる延長実施に向け、延長時間の設定や延長保育料等についての具体的な検討を行っています。

○現　　状	平日、土曜日、長期休業中を含め、原則午後５時まで。但し、お迎えが可能な場合のみ、事前申請の上、午後６時まで延長保育を実施している。
○延長時間	午後６時から午後７時まで（案）※お迎えが可能な場合のみ
○利用設定	延長利用時間の単位設定を検討中（例えば『３０分ごと』の設定など）
○利用料金	有料（金額及び定額、日額等の設定を検討中）
○実施施設	本市が設置する放課後児童室（28 地区）
○実施時期	令和５年（2023 年）４月（予定）